

第1章 総則

第1条＜名称＞

本会は、明治大学放送研究会と称し、之を明治大学本校(東京都千代田区神田駿河台1の1)に置く。

第2条＜目的＞

本会は、放送文化の研究及び創造を通じて、人間本来の創造性と主体性を確立するものである。

第2章 組織

第3条＜構成＞

本会は、放送文化の研究及び創造に対して意欲と情熱を持つ者からなる。

第4条＜部長・顧問・相談役＞

本会部長は1名とし、本会を代表するものとする。部長は明治大学教員から総会の決議により選出し、任期は1年間とする。但し、留任は之を妨げない。また本会は若干名の顧問、相談役を執行委員会の決議により学内外から選出し、之を置くことを得る。

第5条＜執行委員会＞

本会は、総会の代行機関として執行委員会を置き、之を総会に準ずる意思決定及び会の事務運営の任にあたらしめる。

第6条＜執行委員会の構成＞

前項の執行委員会の構成は下記に掲げるものとする。

会長1名、副会長1名、総務部長1名、渉外部長1名、技術部長1名、Web広報長1名、制作部長1名、和泉支部長1名、生田支部長1名、中野支部長1名。

第7条＜会長＞

会長は、会の全書を有し、年間の活動方針を総会に提出しなければならない。

第8条＜総務部長＞

総務部長は、会計、庶務関係に若干名の係員を置き、総務部長自らの責任においてその任務を遂行せしめる。

第 9 条＜渉外部長＞

公事に関する対外的な交渉及び対外的な活動の推進については、渉外部長の下に若干名の係員を置き、渉外部長自らの責任においてその任務を遂行せしめる。

第 10 条＜技術部長＞

技術部長は、その補佐として若干名の補佐を置き、技術部長自らの責任においてその任務を遂行せしめる。

第 11 条＜Web 広報長＞

Web 広報長は、その補佐として若干名の補佐を置き、Web 広報長自らの責任においてその任務を遂行せしめる。

第 12 条＜制作部長＞

制作部長は、その補佐として若干名の補佐を置き、制作部長自らの責任においてその任務を遂行せしめる。

第 13 条＜基礎講習＞

各年度の執行委員会は、その年度の基礎講習の見解を会員に提出しなければならない。

第 14 条＜各種議事録＞

各種議事録は、執行委員会の責任において管理し、会員及び関係者の要請に応じて之を公開しなければならない。

第 15 条＜執行委員会の選出＞

執行委員会の選出は、総会において無記名投票によって之を行う。執行委員会の選出に際しては、立候補者があった場合に之についての選挙を行い、出席数の過半数に満たない場合は、他に推薦候補を加えて選挙を行い、単純多数決により委員を決定する。

第 16 条＜会長の代行＞

会長に事故のあるときは、副会長に全権を委任し副会長は之を代行する。

第 17 条＜執行委員の代行＞

執行委員に欠員が生じた場合は、総会の総意に基づいて代行者を選び、之を執行委員会の構成員に加える。但し、後任者の任期は残余の部分とする。

第 18 条＜執行委員会の任期＞

執行委員会の任期は 1 年間とする。但し、任期後の再任は之を妨げない。

第 19 条＜執行委員のリコール＞

執行委員のリコールは総会において出席者の 3 分の 2 以上の承認があった場合に成立する。

第 20 条＜会員の義務＞

1. 半期に行われる 3 回の総会の内、必ず 1 回は出席をすること。
2. 総会の欠席に際して、理由は必ず明記すること。

第 21 条＜休会＞

会員の休会は原則として認めない。但し、執行委員会において止むを得ぬ事情があると認めた場合はこの限りではない。

第 22 条＜除名＞

会の公式行事、執行委員会の主催する行事において会員は参加の義務を負う。会の活動を怠る者、支障をきたす者また会費等を長期滞納する者に対し、ある一定期間、執行委員会はその会員に注意・勧告を行い、それでも改善が見られない場合には執行委員会は執行会議で審査の上、除名の意思を宣告する。その宣告から 1 ヶ月以内に、その本人も含む所属学年で討議する。この討議には本人から直接要請のあった会員、また希望する会員が学年問わず参加できる。この話し合いにおいて、その本人は継続もしくは退会の意思を決定し、執行委員会はそれを受理する。尚、除名宣告後、1 ヶ月以内に話し合いがされない場合、もしくは本人に改善が見られない場合、執行委員会は執行会議で審査の上、除名の処分を下す。同時に執行委員の署名捺印を記した文書を除名する会員に渡す。除名宣告・注意は総会において随時会員に報告する。

第 23 条＜復会＞

復会には退会・休会からのものと除名からのものと二つある。退会からの復会は執行委員会にその旨を伝えればよいが、除名からの復会は以下の手続きが必要である。

除名から 2 ヶ月以上した後、除名された本人らで除名された会員の同学年会員の 3 分の 1 以上の署名捺印を集め、執行委員会に提出する。執行委員会はそれを受けて 1 ヶ月以内に総会を開き、除名された者がそこで今後の活動に対する意欲を示し総会出席者の過半数の承認が得られれば、その時点で復会が認められる。但し、退会・除名時の復会においては、改めて入会金を納入しなければならない。会費については、復会時の半期分

の会費を納入してもらう。

尚、短大からの編入者、執行委員会により特別に認められた者は、卒業式から前期会費納入の期日までに会長にその旨を伝えることによって再入会を認められる。

第 21、22、23 条に定める休会、除名、復会は執行委員会とその当事者の間で話し合うことであり、一会員がむやみやたらにこれらの言葉を使うことを禁止する。

第 24 条＜出版局＞

本会は、活動期間の一つとして出版局を置く。出版局長の選出方法については、第 15 条に準ずるものとする。

第3章 会議

第 25 条＜総会＞

総会は、本会最高の決議機関であり、下記の事項について協議及び決議する。

1. 本会の目的達成に必要な事項
2. 会長及び執行委員、出版局長の承認

第 26 条＜総会の成立＞

1. 総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任した者の数は出席数に加えない。尚、緊急を要する場合は原則として出席者が全会員の過半数がなくとも成立する。
2. 委任は限定の書式(自筆でないものは無効)または会長への電話連絡にて行う。

第 27 条＜総会の開催＞

総会の開催は、執行委員会の要請があった場合、もしくは全会員の3分の1以上の要請があった場合、会長は15日以内に之を招集しなければならない。この要請に対して会長は拒否権を有しない。

第 28 条＜総会の議長＞

総会の議長は、総会の開催と同時に会長が之を会員中に指名する。

第 29 条＜総会における議決権＞

総会においては、発言及び議決権は会員全て同等の権利を有し、議決に

対して可否同数の場合は議長が之を決定する。尚、委任状を提出して欠席した場合は、その会員は原則として議決権を有しない。また、総会の無断欠席は認めない。

第 30 条＜執行委員会議＞

執行委員会議は、本規約第 2 章第 6 条の規定に基づいて構成され、同第 5 条の規定に基づいて会の運営、事業、事項を処理する。

第 31 条＜執行委員会議の成立＞

執行委員会議は、その構成員の過半数をもって成立する。但し、委任出席は出席数に加えないものとする。

第 32 条＜執行委員会議の開催＞

執行委員会議は、必要と認めた場合之を開くこととする。尚、会長が必要と認めた場合、随時開くことができる。また、他の執行委員の要求があれば会長は之を開かなければならない。

第4章 経理

第 33 条＜財源＞

本会の経理は次の財源により行う。

1. 会費及び入会金
2. その他

第 34 条＜会費・入会金＞

1. 会費は 1,2 年生が前後期各 4000 円、3,4 年生が前後期各 5000 円とし、一定期間内に徴収することを原則とする。
2. 入会金は一人 1000 円とする。
3. 一度納入した入会金及び会費はいかなる理由のもとにも之を返金しない。

第 35 条＜予算編成＞

本会の予算編成は、執行委員会議において行う。

第 36 条＜金銭出納＞

会長は、本会の運営上必要と認められた金銭出納を総務部長の責任において行わせしめる。

第 37 条＜決算報告及び会計監査＞

総務部長は、会計年度末に決算報告を行うこととする。尚、会員の要請があつた場合には総務部長は経理を明らかにせねばならない。

第 38 条＜会計年度＞

本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第5章 補則

第 39 条＜料金別承認制度＞

物品の購入にあたって金額により承認の必要がある。

10,000円未満:事後承諾で可 (5,000円以上は総務部長へ事前連絡すること)

10,001円～50,000円:会長と総務部長の承諾が必要

50,001円～100,000円:執行部全員の承諾が必要

10,001円～200,000円:執行部全員および執行部を除く全会員の過半数の同意が必要

200,001 円以上:全会員の同意が必要

第 40 条＜規約の改正＞

本規約の改正は執行委員会もしくは会員の 3 分の 1 以上の発議に基づき、執行委員会にて審議を経る。その後総会において執行学年以下の会員及び他の会員で投票の意思のある者の総数の内 3 分の 2 以上の承認があつた場合に成立する。また執行委員会は規約改正案を審議する総会の 15 日以前に全会員に改正案の内容の周知を行わなければならない。この時点で執行委員会に賛成または反対の意思表示をした者も総数に含む。但し、休会者は投票の権利を有しない。

第 41 条＜補則＞

本規約は 2007 年 1 月 1 日をもって発行とする。

第 42 条＜付加＞

新入生は会費を納入した時点で会員と認められる。卒業生は卒業式をもって会員としての効力を失う。